

七宗町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 岐阜県 七宗町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 46 年 4 月 1 日	計画給水人口	4,112 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	4,125 人
		有収水量密度	0.553 千m ³ /ha

② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施設数	浄水場設置数	9	管路延長 91.03 千m
	配水池設置数	11	
施設能力	1,716.9 m ³ /日	施設利用率	75.83 %

③ 料金

料金体系の方 概要・考え	基本水量 1か月につき 10m ³
	基本料金 1,800円 従量料金 1か月につき10m ³ を超える分 220円/m ³ (※料金は消費税を含む)
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 26 年 4 月 1 日

④ 組織

<ul style="list-style-type: none">水道課職員数は平成28年度現在、6人。うち課長1人、水道係3人、下水道係2人となっている。水道係3人が水道事業を担当している。職員の構成は係長(50代)1人、係(20代)2人となっている。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

・本町の水道事業は、平成23年3月に簡易水道7箇所(麻生、中神淵、下神淵、室兼、勝、平、分郷)、および飲料水供給施設1箇所(大崎)の経営一元化、管理の一体化を図るため事業統合の変更認可を受け、七宗町簡易水道事業として一本化した。現在、町内のほぼ全域を給水しており、簡易水道事業特別会計により経営を行っている。

・町では、事業統合の変更認可以降、創設から30年以上経過し老朽化の著しい各地区浄水場の改修・更新を主に整備を進めてきた。平成29年度にはそれら施設の整備は完了した。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。

①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表を添付する。

・補足

管路経年化率:平成22年度から法定耐用年数(40年)を超える管路が生じ始め、今後、老朽管路の割合が増加して行く見通しである。法定耐用年数による経年化を参考にしつつ、実際の老朽化の状態を把握して更新を行う。

経営比較分析表

岐阜県 七宗町

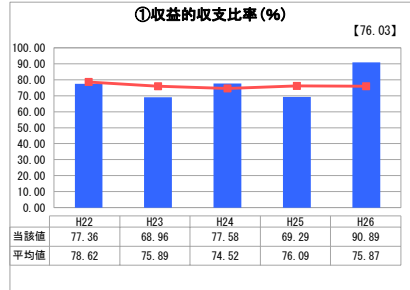
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	99.74	4,000

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,246	90.47	46.93
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
4,181	6.75	619.41

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

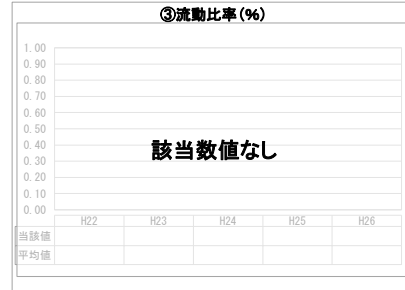
1. 経営の健全性・効率性



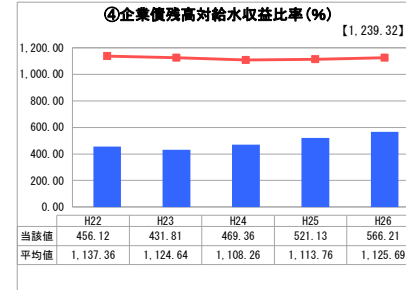
「単年度の収支」



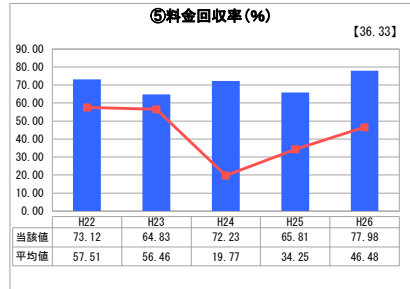
「累積欠損」



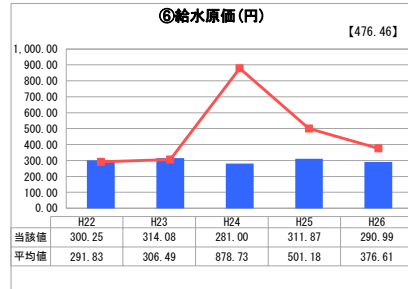
「支払能力」



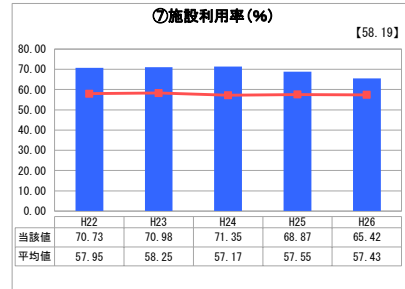
「債務残高」



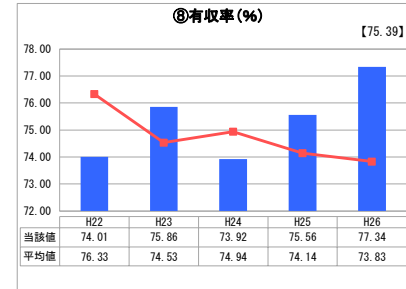
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

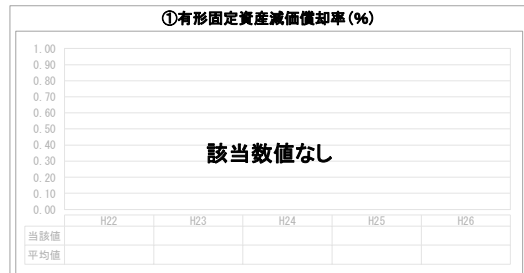


「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

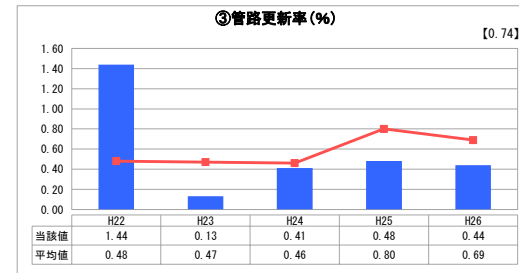
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

平成26年度に料金の見直しを実施した。施設改修に伴い起債も増えている状況にある。平成28年度を目前に施設の改修を完了し、老朽管の布設替えを計画している。漏水の早期発見・布設替えにより有収率を上げ施設効率のいい経営をする。普及率も99%と高く一部給水区域外などを除き水道は町内全域に普及している。人口減少により収入が減少する可能性が高いため、ランニングコストの削減などにより支出を抑える経営改善をしていく必要があります。経営状況を見ながら水道料金の見直しも検討していく。

2. 老朽化の状況について

各施設の改修工事を進めている。特に配水管の老朽による漏水が多く、基幹管路を中心に耐震管の布設替えを適切に実施していく。布設替えをすることにより、漏水箇所を減らし、有収率を上げていく。

全体総括

水道事業の経営については、収入の減少が見込まれるためランニングコストの削減を始め、効率の良い施設運転・有収率向上に努める必要がある。計画的な設備機器・管路の更新、更新時期の延長などを見極めながら、健全な経営を目指していく。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

- ・給水区域内人口(=行政区内人口)は平成27年10月策定の「七宗町人口ビジョン」による推計値を採用し、普及率を乗じて給水人口とする。
- ・普及率は、実績値によると平成23年度の98.6%から年々上昇し、平成27年度には99.6%となっている。よって平成28年度の普及率100%を見込み、それ以降の普及率を100%とする。
- ・給水区域内人口(=行政区内人口)は、減少傾向にあり、給水人口も減少傾向となる。給水人口は平成27年度実績4,125人から、計画目標年度の平成38年度には3,481人に減少となる。なお、「七宗町人口ビジョン」では施策の推進を踏まえた将来展望を推計し、平成52年度の将来推計値(目標値)を2,808人としている。

(2) 水需要の予測

- ・生活用一日平均使用水量(一日平均有収水量)は、生活用一人一日平均使用水量(原単位)の実績値をもとに将来値を推計し、給水人口を乗じて算出する。生活用一人一日平均使用水量(原単位)の計画値は、節水機器の普及、単独世帯化の進行などの増減要因を見込み直近過去5年間の実績値の平均で一定とした。
- ・一日平均使用水量(有収水量)を有収率で除して一日平均給水量を求め、一日平均給水量を負荷率で除して一日最大給水量とする。なお、有収率は現状の78.3%から目標年度までに厚生労働省の指導値でもある92%まで改善させるよう上昇するものとし、負荷率は直近過去5年間の実績値の平均で一定とした。
- ・給水人口は減少傾向、生活用一人一日平均使用水量(原単位)の計画値は一定とするため、有収水量の将来値は減少傾向となる。推計では、平成27年度実績1,020m³/日から、計画目標年度の平成38年度には905m³/日に減少となる。一日平均給水量、一日最大給水量の将来値は有収率を上昇、負荷率を一定とするため、減少傾向となる。

(3) 料金収入の見通し

- ・将来の料金収入は、上記の年間有収水量の将来値に供給単価を乗じて算出する。
- ・前回の料金改定は平成26年度に行った。計画期間内では平成36年度に10%増の改訂を予定している。また、その後も10年毎の改訂を検討する予定である。
- ・平成27年度の料金収入の実績は87,255千円である。平成36年度に料金改定10%増を行った場合でも有収水量の減少とともに減少傾向が続く目標年度の平成38年度の料金収入は82,955千円となる。その後10年毎に同率の改定の設定でも、料金収入は減少傾向が続く。

(4) 施設の見通し

- ・町では、創設から30年以上経過し老朽化の著しい7地区(麻生、下神淵、室兼、勝、平、分郷、大崎)の浄水場、配水池等の改修・更新を主に整備を進めており、平成29年度にはそれら施設の整備が完了する。構造物及び設備の老朽化資産(経過年数が法定耐用年の1.5倍を超える資産)は現況で3%程度である。
- ・10年後には(特に中神淵地区で)法定耐用年数の短い設備類が耐用年を迎え26%程度が経年化資産(経過年数が法定耐用年の1.5倍以内の資産)および老朽化資産となる。20年後には、経年化資産および老朽化資産が全体の50%を超え、設備については90%以上が経年化資産および老朽化資産となる。管路については、類似団体と比較して管路経年化率が高く管路更新率が低い。計画的な管路更新が必要である。また、耐震化も進んでいないため、管路の耐震化更新を進める必要がある。
- ・将来的には、浄水場・配水池の施設規模について、今後の水需要の動向を見ながら、更新時期にあわせ、容量や設置箇所数の見直しを検討する必要がある。

(5) 組織の見通し

- ・水道課職員数は現在6人で、うち水道係3人が水道事業を担当している。今のところ再編の予定はない。
- ・現在のところ法適化に向けた具体的な予定はないが、今後も事業を継続し持続的にサービスを提供していくため法適化の検討を進め公営企業会計を導入する必要がある。

3. 経営の基本方針

平成27年度に策定した、「七宗町第5次総合計画」の中で環境に関わるまちづくりの基本目標を設定し、上水道の目指す方向と主要施策を挙げている。本経営戦略においても基本目標の実現に向け、これを基本方針とする。

<基本目標> 自然と調和した快適でうるおいのある環境づくり

<目指す方向>

長期的な水需要の予測に立ち、水資源の確保と併せて供給施設の計画的な整備、維持管理によるライフラインの確保を図り、全町域にわたって安全で安定的な供給を目指す。

<主要施策>

- ①水道施設の整備拡充：水道施設の統合、配水管網の見直し。老朽管の計画的な布設替え、漏水水量の減少、有収率の向上。
- ②水源の確保と環境保全：新たな自己水源の確保。水源地域の水源かん養機能の向上、河川水質の汚濁防止。
- ③節水意識の高揚：水資源の重要性の啓発
- ④緊急時対策：給水タンクの配置、応急体制計画の策定。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・事業統合以降進めてきた7地区(麻生、下神淵、室兼、勝、平、分郷、大崎)の浄水場・配水池の改修・更新を平成29年度に完了させる。 ・管路の更新整備を平成29年度以降継続して行う。また、管路の耐震化更新により災害に対応を図る。 ・年度ごとの投資の集中による財政負担をできるだけ少なくして収支均衡を図るため、投資を平準化する。 ・毎年の管路更新率を0.5～1%程度に引き上げる。 ・更新事業費については年平均7千万円程度を目標とする。
-----	---

・平成29年度には平地区および分郷地区の改修・更新整備を行い町内全8地区の施設整備が完了する。計画期間内の平成30～38年度については、構造物及び設備の整備は行わないこととする。

・平成29年度以降は、これまで十分に行われて来なかった管路の更新整備を進め、計画目標年度の平成38年度以降も継続して行っていく。

・平成28年度現在の基幹管路(導水、送水、配水本管)の耐震化率は11.9%で平成26年度末の全国平均22.5%の約半分程度となっている。今後は基幹管路を優先して耐震化率の向上を図り災害に対応する。管種は耐震管(DCIP-GXまたはHPPE)とする。

・計画期間前半は基幹管路及び漏水箇所等の優先度の高い管路の更新を行い、計画期間後半は投資事業費の集中を避けるよう計画期間以降も見据え、できるだけ平準化して事業費を抑えることとした。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までの施設改修・更新工事の財源は、国庫補助金を補助対象工事費の1/3、それを除く工事費の90%を企業債、10%を町補助金(繰入金)とする。 ・平成30年度以降の管路更新整備工事の財源は、国庫補助金を補助対象工事費の40%、それを除く工事費の90%を企業債、10%を町補助金(繰入金)とする。 ・平成36年度に10%増の料金改定を検討する。
-----	--

<国庫補助金>

- ・平成29年度までの施設整備工事は簡易水道等施設整備費国庫補助の簡易水道再編推進事業の国庫補助対象に該当し、補助対象事業費の1/3を補助金とする。
- ・平成30年度以降の管路更新整備工事は簡易水道等施設整備費国庫補助の生活基盤近代化事業の国庫補助対象に該当し、補助対象事業費の4/10を補助金とする。

<一般会計繰入金>

- ・一般会計からの繰入金は、総務省の繰入基準に従い、建設改良費の1/10および建設改良費に係る企業債元利償還金の1/2を基準内繰入金とする。
- ・不足する経費については一般会計からの基準外繰入金で賄うことになる。具体的には今後40年間で平均して毎年6千万円程度一般会計からの基準外繰入が必要となる。
- ・経営基盤の確立に向けて一般会計等において負担すべき経費を明確に定めるよう財政当局と協議を行い見直していく。

<企業債>

- ・企業債は、工事費から国庫補助金を除いた額の90%とする。
- ・企業債は簡易水道事業債等を利用する。償還期限は、財政融資資金の基準で平成27年度より延長された水道事業の貸付条件の40年とする。

<料金>

- ・前回料金改定の平成26年度から10年後の平成36年度に10%増の料金改定を検討する。料金改定を行うことにより一般会計繰入の負担を軽減する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<職員給与費>

投資以外の経費のうち、職員給与費は、今後、計画期間内で職員の増員または削減の予定はないため、職員給与費の将来値は最新年度の平成27年度実績値で一定とする。

<動力費、修繕費、委託料等の経費>

動力費、修繕費、委託料等の維持管理費用は、実績では年度により変動はあるが、動力費は、電力会社との契約プランの変更により使用料金の縮減を図っている。修繕費についてはこれまで行ってきた施設の改修・更新工事、および今後の管路更新工事を行うことにより、軽減が期待できる。委託費については原水水質の情報を監視装置の整備により遠方監視することが可能となったため、水質の毎日検査の費用が削減できる。これより、動力費、修繕費、委託料等の経費の将来値は現状より減少傾向となると想定し、有収水量の減少に伴い減少することとする。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度								
		(決算)		(決算)											(料金値上)									
収益的 収入	1	総	収	益	(A)	99,931	88,980	91,857	90,252	88,866	87,681	85,849	84,656	83,227	82,203	88,506	86,864	85,468						
	(1)	営	業	収	益	(B)	85,788	85,324	88,537	87,166	85,794	84,651	82,822	81,679	80,308	79,393	85,831	84,322	83,064					
		ア	料	金	収	入	85,732	85,255	88,468	87,097	85,725	84,582	82,753	81,610	80,239	79,324	85,762	84,253	82,995					
		イ	受	託	工	事	収	益	(C)															
		ウ	そ	の	他		56	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69					
	(2)	営	業	外	収	益	14,143	3,656	3,320	3,086	3,072	3,030	3,027	2,977	2,919	2,810	2,675	2,542	2,404					
		ア	他	会	計	繰	入	金	3,714	3,643	3,307	3,073	3,059	3,017	3,014	2,964	2,906	2,797	2,662	2,529	2,391			
		イ	そ	の	他		10,429	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13					
	2	総	費	用	(D)	65,895	82,008	80,147	78,885	78,062	77,316	76,249	75,487	74,577	73,828	72,763	71,704	70,764						
	(1)	営	業	費	用	16,666	22,268	22,268	22,268	22,268	22,268	22,268	22,268	22,268	22,268	22,268	22,268	22,268	22,268					
		ア	職	員	給	与	費	14,324	14,858	14,858	14,858	14,858	14,858	14,858	14,858	14,858	14,858	14,858	14,858					
					う	ち	退	職	手	当														
		イ	そ	の	他		2,342	7,410	7,410	7,410	7,410	7,410	7,410	7,410	7,410	7,410	7,410	7,410						
	(2)	営	業	外	費	用	49,229	59,740	57,879	56,617	55,794	55,048	53,981	53,219	52,309	51,560	50,495	49,436	48,496					
	ア	支	払	利	息	7,429	7,285	6,614	6,147	6,119	6,035	6,028	5,928	5,813	5,594	5,324	5,059	4,782						
				う	ち	一	時	借	入	金	利	息												
	イ	そ	の	他		41,800	52,455	51,265	50,470	49,675	49,013	47,953	47,291	46,496	45,966	45,171	44,377	43,714						
3	収	支	差	引	(A)-(D)	(E)	34,036	6,972	11,710	11,367	10,804	10,365	9,600	9,169	8,650	8,375	15,743	15,160	14,704					
資本的 収入	1	資	本	的	収	入	(F)	260,206	228,488	177,552	202,832	117,245	172,497	143,982	145,897	104,418	80,085	71,759	74,131	76,136				
	(1)	地	方	債		113,800	102,700	76,600	113,632	37,395	63,396	46,386	45,884	21,940	9,271	9,271	9,271	9,270						
				う	ち	資	本	費	平	準	化	債												
	(2)	他	会	計	補	助	金	102,435	97,127	84,220	63,645	51,595	61,586	62,681	65,470	65,671	63,392	55,066	57,438	59,445				
	(3)	他	会	計	借	入	金																	
	(4)	固	定	資	産	売	却	代	金															
	(5)	国	(都	道	府	県)	補	助	金	28,567	28,106	16,177	25,000	27,700	46,960	34,360	33,988	16,252	6,867	6,867	6,867	6,866
	(6)	工	事	負	担	金	910	520	520	520	520	520	520	520	520	520	520	520	520					
	(7)	そ	の	他		14,494	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35						
	2	資	本	的	支	出	(G)	292,484	229,804	189,262	214,199	128,049	182,862	153,582	155,066	113,068	88,460	87,502	89,291	90,840				
	(1)	建	設	改	良	費	248,431	162,018	125,602	167,647	85,639	133,789	102,289	101,359	57,019	33,557	33,557	33,557	33,555					
					う	ち	職	員	給	与	費	16,477	16,389	16,389	16,389	16,389	16,389	16,389	16,389					
	(2)	地	方	債	償	還	金	(H)	44,053	47,206	43,080	25,972	21,830	28,493	30,713	33,127	35,469	34,323	33,365	35,154	36,705			
	(3)	他	会	計	長	期	借	入	金	返	還	金												
(4)	他	会	計	へ	の	繰	出	金																
(5)	そ	の	他			20,580	20,580	20,580	20,580	20,580	20,580	20,580	20,580	20,580	20,580	20,580	20,580							
3	収	支	差	引	(F)-(G)	(I)	△ 32,278	△ 1,316	△ 11,710	△ 11,367	△ 10,804	△ 10,365	△ 9,600	△ 9,169	△ 8,650	△ 8,375	△ 15,743	△ 15,160	△ 14,704					

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		(決算)	(決算)										(料金値上)	
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	1,758	5,656											
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	4,209	5,967	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,967	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実 質 収 支	黒 字 (P)	5,967	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623	11,623
(N)-(O)	赤 字 (Q)													
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	91	69	75	86	89	83	80	78	76	76	83	81	80
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	85,788	85,324	88,537	87,166	85,794	84,651	82,822	81,679	80,308	79,393	85,831	84,322	83,064
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)	485,419	540,912	574,432	662,092	677,657	712,560	728,233	740,990	727,461	702,409	678,315	652,432	652,432

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		(決算)	(決算)										(料金値上)	
収益的収支分		3,714	3,643	3,307	3,073	3,059	3,017	3,014	2,964	2,906	2,797	2,662	2,529	2,391
	うち基準内繰入金	3,714	3,643	3,307	3,073	3,059	3,017	3,014	2,964	2,906	2,797	2,662	2,529	2,391
	うち基準外繰入金													
資本的収支分		102,435	97,127	84,220	63,645	51,595	61,586	62,681	65,470	65,671	63,392	55,066	57,438	59,445
	うち基準内繰入金	22,027	23,603	32,483	27,251	16,709	22,929	22,149	23,301	21,811	19,831	19,352	20,246	21,021
	うち基準外繰入金	80,408	73,524	51,737	36,394	34,886	38,657	40,532	42,169	43,860	43,561	35,714	37,192	38,424
合 計		106,149	100,770	87,527	66,718	54,654	64,603	65,695	68,434	68,577	66,189	57,728	59,967	61,836

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	PFI等の水道事業での導入事例が少なく、本水道施設の施設規模も比較的小さいため、今のところ実施の予定はない。今後、導入に向けた調査・研究を進める必要がある。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	20年後の平成48年には、一日最大給水量は1,050m ³ /日となり施設能力(1,716.9m ³ /日)の約60%程度まで減少すると予測される。これにより将来的には施設の余剰能力が増加するため、施設の統廃合および容量や箇所数の見直しを行う。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後の水需要の動向を見ながら、更新時期にあわせ、配水池容量や設置箇所数の見直しを検討する。配管口径についても、布設替え更新にあわせ、口径の縮小等が可能なのは見直しする。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	更新需要の集中を避けるため、施設および管路更新の施工年度を実耐用年数や重要度により前倒し、先送りして調整し投資を平準化する。設備等については、予防保全型の維持管理により機能維持できるものは長寿命化を図る。
広域化	近隣の事業体としては、同県内の関市、下呂市、川辺町、白川町、八百津町があり、検討の機会を設けていく必要があると考えているが、具体的な検討には至っておらず、取組の予定はない。
その他の取組	今後も安全で安定した供給を確保するため新たな水源確保、水源地域の水源かん養機能の向上、河川水質の汚濁防止に努める。また、水資源の重要性を町民に啓発し、節水意識の高揚に努める。

② 財源について検討状況等

料 金	有収水量は今後、減少傾向が続くと予測され料金収入が減少していくため、自己資金が不足する。後は、10年毎に料金の見直しを検討していく。
企業債	計画期間内と同様に計画期間以降も工事費から国庫補助金を除いた額の90%を企業債借入として見込む。
繰入金	計画期間内と同様に計画期間以降も工事費から国庫補助金と企業債を除いた額を町補助金(繰入金)として見込む。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	現在、遊休資産売却・貸付、債券運用、小水力発電、太陽光発電などの資産活用の取組は行っていない。今後、検討を進めていく必要がある。
その他の取組	特になし。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	施設や水質管理等の委託は今後も継続するため必要である。その他に浄水場の運転業務委託等、民間委託の導入や民間活力の有効利用について検討していく。
修繕費	施設・管路の更新整備および施設の統廃合が進むと修繕費は減少する可能性がある。
動力費	将来的には施設・管路の更新整備の継続と施設・設備の合理化・ダウンサイジングの進展により動力費の軽減が見込まれる。
職員給与費	今後、職員の増員または削減の予定はない。当面の職員給与費は現状程度が見込まれる。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、5年に一度を目安として、見直し(ローリング)を行うこととする。 ・PDCAサイクルを活用し、計画、実施、検証、見直しを継続して行う。 ・各種の経営指標等を活用した同種企業との比較や各関係者からの意見聴取を行い、経営の健全化・効率化に取り組む。
---------------------	---